

日本公認会計士協会会長 殿

政治資金適正化委員会事務局長

令和7年度第5回政治資金適正化委員会での決定事項の周知について
(依頼)

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素から御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年3月12日に令和7年度第5回政治資金適正化委員会が開催され、令和8年度研修実施計画等及び令和6年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言などが決定されました。このことを踏まえ、「政治資金監査に関する研修」(以下「登録時研修」という。)を修了した全ての登録政治資金監査人に対して、資料1及び資料2のとおり通知したところで

つきましては、貴会におかれましては、貴会の会員である登録政治資金監査人に対して、下記事項をご周知いただきますようご協力お願い申し上げます。

記

第1 新制度研修の受講について

資料1のとおり、登録時研修を修了した全ての登録政治資金監査人に対し、登録政治資金監査人が令和9年以降に政治資金監査を行うに当たり必要な専門的知識の修得を目的とする「令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修」(以下「新制度研修」という。)を、令和9年以降に行う最初の政治資金監査までに当該研修を受講するよう依頼し、令和8年3月13日より、当委員会ホームページにおいて、当該研修の受講者の募集を開始しました。

当委員会では、改定後の政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査への円滑な移行のため可能な限り多くの登録政治資金監査人の受講を目指しているところ、貴会におかれましては、貴会の会員である登録政治資金監査人に対して、資料1の(別添資料)「資料1 令和9年以降に行う政治資金監査に関する研修(新制度研修)について」を使用し、新制度研修の受講について周知いただきますようお願い申し上げます。

第2 令和6年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の取組結果等について

当委員会では、政治資金監査の質の向上を図るため、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言を実施しています。

令和7年度第5回政治資金適正化委員会において、令和6年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対象（41人、57件）を決定するとともに、資料2のとおり、登録時研修を修了した全ての登録政治資金監査人に対して周知を行ったところです。

貴会におかれましては、政治資金監査の更なる質の向上のため、貴会の会員である登録政治資金監査人に対して、適確な政治資金監査の実施について改めて周知いただきますようお願い申し上げます。

（別添資料）

- ・資料1「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定等について」
- ・資料2「政治資金監査の質の向上に係る取組について」